

## さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録に係る要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、さいたま市水道局（以下「水道局」という。）が一定の要件を満たしたさいたま市水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）を、修繕工事対応指定給水装置工事事業者（以下「修繕対応事業者」という。）として登録し、水道利用者への紹介等に活用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録事業)

第2条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、審査により登録を決定した指定工事事業者を修繕対応事業者として登録する。

2 管理者は、登録した修繕対応事業者をさいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録リスト（以下「登録リスト」という。）に記載し、一般の閲覧に供するとともに、水道局ホームページに掲載し、周知を図るものとする。

3 水道局は、水道利用者より修繕工事に関する問い合わせがあったときは、登録リストに記載した修繕対応事業者を紹介する。

### (修繕工事の範囲)

第3条 対象とする修繕工事の範囲は、宅地内水道メーター下流側（共同住宅等においては宅地内の道路直近に設置されている第一止水栓から下流側）における給水装置の漏水等の修繕工事（以下「修繕工事」という。）とする。

### (修繕工事の費用)

第4条 修繕工事に必要となる費用は、修繕工事を依頼した水道利用者と修繕対応事業者との間で決定する。

### (登録の申込み)

第5条 修繕対応事業者の登録を受けようとする指定工事事業者は、さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者研修会修了証の写し又は公益社団法人日本水道協会埼玉県支部指定給水装置工事事業者研修会受講証明書の写

しを添付して、管理者に応募しなければならない。

2 管理者は、修繕対応事業者に対して、登録内容の再確認が必要な場合は、再度申請書の提出を求めることができる。

(登録の審査、通知等)

第6条 管理者は、指定工事事業者から申請書が提出されたときは、第7条の登録要件を審査し、必要であれば指定工事事業者から事情を聴取する。

2 登録日は、登録が決定した日の属する月の翌月の最初の営業日とする。

3 登録を完了したときは、さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録通知書(様式第2号。以下「登録通知書」という。)を交付する。

4 指定工事事業者は、登録通知書の記載事項に変更があったとき又は汚損し、若しくは紛失したときは、修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録通知書再交付申込書(様式第3号)を管理者に提出することによって、再交付を受けることができる。

(登録の要件)

第7条 修繕対応事業者の登録要件は、次の各号に適合しているものとする。

(1) 水道利用者からの修繕工事依頼に対して、応募の内容のとおり、迅速丁寧にかつ誠実に修繕工事への対応ができること。

(2) 水道利用者からの修繕工事依頼に対して、対応できる行政区を明確にできること。

(3) 受付、修繕工事及び苦情相談に対応できる業務時間並びに休業日が明確に示せること。

(4) 前号の業務時間以外の緊急連絡先が明確に示せること。

(5) 管理者に対して、水道利用者との修繕工事契約の内容を确实かつ誠実に履行することを誓約できること。

(6) 申請書を提出する日より過去3年以内に、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)、さいたま市消費生活条例(平成18年さいたま市条例第25号)等による行政指導又は行政処分を受けていないこと。

(7) さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号。以下「指定工事事業者規程」という。)第9条の規定によ

る取消しを受けたことがないこと。

(8) さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱（平成20年4月1日設定）第3条の規定による報告を受けてから2年以上経過していること。

(9) 申請書を提出する日より過去3年以内に、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者研修会修了証又は公益社団法人日本水道協会埼玉県支部主催による指定給水装置工事事業者研修会受講証明書の発行を受けていること。

（登録事項の変更）

第8条 修繕対応事業者は、申請書の内容に変更が生じた場合は、事実の発生した日より2週間以内に、さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録内容変更届出書（様式第4号）を管理者に提出する。ただし、登記簿謄本記載事項の変更については、指定工事事業者規程第8条の規定による届出をもってこれに代える。

（登録の辞退）

第9条 修繕対応事業者は、登録を辞退する場合は、さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録辞退届出書（様式第5号。以下「辞退届出書」という。）を提出し、登録通知書を管理者へ返納する。

2 修繕対応事業者が、指定工事事業者規程第8条の規定により給水装置工事事業者の事業を廃止する届出を行った場合は、前項の辞退届出書を併せて提出したものとみなし、登録通知書を管理者へ返納する。

（事業の休止、指定の停止）

第10条 修繕対応事業者は、指定工事事業者規程第8条の規定により給水装置工事事業者の事業を休止する届出を行った場合又は指定工事事業者規程第10条の規定により指定の停止を受けた場合は、登録通知書を管理者へ提出する。

（登録の抹消）

第11条 管理者は、修繕対応事業者が第7条の要件を満たさなくなった場合又は第14条に反した行為等により修繕対応事業者としてふさわしくない事実が判明した場合は、当該修繕対応事業者を登録リストから抹消することができる。

2 管理者は、修繕対応事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該修繕対応事業者を登録リストから抹消する。

- (1) 指定工事事業者の効力を失った場合
- (2) 指定工事事業者の指定を取り消された場合

3 管理者は、前2項の規定により登録を抹消した場合は、さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者抹消通知書（様式第6号。以下「抹消通知書」という。）を交付する。ただし、前項第1号の規定により抹消を行った場合は、抹消通知書の交付を行わない。

（登録リスト等の更新）

第12条 管理者は、第8条から前条までの規定により各届出書の提出を受けた場合等は、速やかに、登録リスト、水道局ホームページ等関係する内容を更新する。

（再登録）

第13条 指定工事事業者は、第11条第1項の規定により登録を抹消された場合は、登録の抹消後6か月が経過し、かつ抹消の理由に係る事実が解消されたことが確認された場合に限り、再度登録の申込みをすることができる。

2 前項の規定による再登録については、第5条に規定する新規の申込みと同様の扱いとする。

（修繕対応事業者の責務）

第14条 修繕対応事業者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 水道利用者から修繕工事依頼があった場合は、修繕工事の内容ごとの標準的な価格例を明示しなければならない。
- (2) 水道利用者から修繕工事依頼があった場合は、次の事項に関して十分な説明を行わなければならない。
  - ア 掘削調査等が必要な場合の費用
  - イ 修繕工事の施工方法、使用材料又は施工時間
  - ウ 見積書の内容
- (3) 修繕工事を行った水道利用者から苦情があった場合は、必ず対応しなければならない。

(修繕工事の施行)

第15条 修繕対応事業者は、修繕工事の施行にあたり、水道法（昭和32年法律第177号）、さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）、指定工事事業者規程等関係法令を遵守し、適正に施行しなければならない。

(報告書の提出)

第16条 修繕対応事業者は、管理者からの指示により修繕工事に関する報告を求められた場合は、指定された期日までに書面により報告しなければならない。ただし、管理者が認めた場合は、口頭による報告とすることができる。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成26年9月1日）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月29日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。